

# 横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免要領

制 定 令和7年2月7日 医動第1463号（局長決裁）

## （目的）

第1条 この要領は、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号。以下「条例」という。）第19条第1項第5号に規定する犬又は猫の引取り手数料及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年1月25日横浜市規則第5号。以下「条例施行規則」という。）第14条第2号に規定する犬又はねこの引取り手数料を、条例第19条第4項の規定により減免するもののうち、横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱（令和7年2月3日医動第1461号。以下「試行要綱」という。）第5条第2項第3号に規定する多頭飼育問題の発生している動物の飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境の改善を図るため、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この要領において、次の各号のとおり用語を定義する。

### （1）多頭飼育問題

動物の所有者自身の飼育している動物において、飼育頭数が動物の所有者自身の責任において適正に飼育管理できない数まで増え、飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境が悪化している状況をいう。なお、多頭飼育問題が生じている個人の動物の所有者を、以下「飼い主」という。

### （2）手数料

条例第19条第1項第5号に規定する犬又は猫の引取り手数料及び条例施行規則第14条第2号に規定する犬又はねこの引取り手数料をいう。

### （3）対象案件

試行要綱第3条第1項に規定する登録を受けた案件をいう。

## （適用条件）

第3条 対象案件の飼い主が、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項に規定する犬又は猫の引取りを求める場合で、対象案件の飼い主より飼育場所の衛生環境が損なわれている旨の申し出（以下「申し出」という。）又は飼育場所周辺住民より飼育場所周辺的生活環境が損なわれている旨の申し立て（以下「申し立て」という。）があり、かつ、飼い主の経済的事情により手数料の納付が困難と認められる場合には、条例第19条第4項に規定する公益上必要があると認めるときとして、手数料を減免する。なお、減免率は、100%とする。

2 手数料の減免は、次の各号に該当すると市長が認める場合にのみ適用する。

（1）申し出又は申し立てがあり、本市に受付けた記録があること。

（2）対象案件の飼い主が、別表1に規定する経済的事情により、手数料の納付が困難であること。

(申請)

第4条 対象案件の飼い主は、手数料の減免を希望する場合は、条例施行規則第11条第1項に規定する飼い犬・飼い猫引取り申請書(以下「引取り申請書」という。)に、横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免申請書(第1号様式。以下「減免申請書」という。)及び別表1に規定する書類を添えて、対象案件発生区の区福祉保健センター生活衛生課に申請する。

(審査)

第5条 市長は、引取り申請書及び減免申請書を受理した場合は、第3条第2項の規定に基づき、手数料減免の可否を審査、決定する。

(通知)

第6条 市長は、手数料を減免することを決定した場合は、横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免承認通知書(第2号様式)により、すみやかに申請者に通知する。また、手数料を減免しないことを決定した場合には、横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免不承認通知書(第3号様式)により、すみやかに申請者に通知する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、この要領の実施について必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要領は、令和7年2月14日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項第 2 号関係)

経済的事情	添付書類
①生活保護法第 6 条第 1 項の被保護者	区福祉保健センター長が発行する生活扶助を受けている旨の証明書
②生活保護法第 6 条第 2 項の要保護者で、現に同法第 2 条の保護を受けていない者	関係機関が発行する証明書
③住民税非課税世帯	住民票の写し（世帯全員分）及び住民税非課税証明書（世帯全員分）

横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免申請書

(申請日) 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
住所

氏名

(電話)

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項第5号に規定する犬又は猫の引取り手数料及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第14条第2号に規定する犬又はねこの引取り手数料の減免を受けたので、次のとおり申請します。

減免を受けようとする額		円	
減免を受けようとする動物の頭数又は匹数	犬	生後91日以上：	生後91日未満：
	猫	生後91日以上：	生後91日未満：
適用条件		<input type="checkbox"/> 生活保護法第6条第1項の被保護者 <input type="checkbox"/> 生活保護法第6条第2項の要保護者で、現に同法第2条の保護を受けていない者 <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯	
添付書類		<input type="checkbox"/> 区福祉保健センター長が発行する生活扶助を受けている旨の証明書 <input type="checkbox"/> 関係機関が発行する証明書 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員分）の写し及び住民税非課税証明書（世帯全員分）	
※区生活衛生課記入		案件番号 ー	
※備考			

- (注意) ○適用条件は、あてはまる項目にチェックをつけてください。  
 ○適用条件に応じた書類にチェックをつけ、この様式に添付してください。  
 ○※印欄には記入しないでください。

横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免申請については、次のとおり承認しましたので、通知します。

減免とする額		円	
減免とする動物の 頭数又は匹数	犬	生後 91 日以上 :	生後 91 日未満 :
	猫	生後 91 日以上 :	生後 91 日未満 :
※備考			

横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免不承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免申請については、次の理由により不承認としましたので、通知します。

理 由	
-----	--

< 教示 >

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は 横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の

取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<参考条文>

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（抄）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2から8 （略）

○横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）（抄）

第19条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額（第4号及び第5号にあっては、これらの号に定める額の範囲内において規則で定める額）の手数料を納付しなければならない。

(1)から(4) （略）

(5) 法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを求める者  
犬又は猫の引取り手数料 1頭又は1匹につき 4,000円

(6) （略）

2から3 （略）

4 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

○横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年1月25日横浜市規則第5号）（抄）

第11条 法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを求めようとする者は、飼い犬・飼い猫引取り申請書（第12号様式の2）を保健所長に提出しなければならない。

2から5 （略）

第12条から第13条 （略）

第14条 条例第19条第1項に規定する規則で定める手数料の額は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 犬又はねこの引取り手数料

ア 生後91日以上の子犬又はねこ 1頭又は1匹につき 4,000円

イ 生後91日未満の子犬又はねこ 1頭又は1匹につき 1,000円